（記載上の注意）
1　一般的事項
(A)　この様式において「議決権」とは、保険業法第２条第11項に規定する議決権をいう。
(B)　この様式において「申請者」とは、保険業法第272条の36第１項の規定により、少額短期保険持株会社の承認を受けようとする者（代理人が申請書の提出をする場合には、当該代理人に提出を委任する者）をいう。
(C)　※のある欄は、該当する番号を○で囲むこと。
2　個別事項
(イ)　商号及び本店所在地
(1)　申請者本人の商号及び本店所在地（代理人が提出する場合には当該代理人の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地）を記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと。なお、代理人が提出する場合には、申請書の提出を委任した者が、当該代理人に、申請書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を申請書１通につき１通ずつ添付すること。
(2)　商号欄については、法人の商号及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと。
(ロ)　申請者の概要
(1)　「事業の種類」欄には、当該申請者が事業を行っている場合にのみ、申請しようとする日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。
(2)　「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
(3)　「資本金額」欄には、資本金額又は出資総額を記載すること。
(4)　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者氏名」及び「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。
(ハ)　申請者が保有する議決権の数及び議決権保有割合
その日の取引が全て終了した後の提出者が現に保有する少額短期保険業者の議決権の数を記載すること。
(ニ)　保有の目的
「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
(ホ)　取得資金
(1)　取得資金（累計）の内訳
届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得原因を記載すること。
(2)　借入金の内訳
「①　取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」（金融商品取引法施行令第１条の９に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。

（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正）
第十二条　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。
別紙様式第一号第２面の表記載上の注意に次のように加える。
5．婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「商号又は名称」又は「氏名」欄に括弧書きで併記することができる。

別紙様式第一号第３面の表記載上の注意1．中「記載すること」の次に「。また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に括弧書きで併記することができる」を加える。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）
第十三条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項中第二号の次に次の一号を加える。
二の二　役員及び重要使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要使用人の氏名に併せて業務開始届出書又は新計画届出書（第三十二条第一項に規定する新計画届出書をいう。）に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員及び重要使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
第二十七条第一項第三号中「第九条第一項第二号から第五号までに掲げる」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。
イ　第九条第一項第二号及び第三号から第五号までに掲げる書面
ロ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書面（第九条第一項第二号に掲げる書面に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
第二十七条第一項第四号中「第九条第一項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。
イ　第九条第一項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書面
ロ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書面（第九条第一項第二号に掲げる書面に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
別紙様式第一号第２面の表記載上の注意中8．を9．とし、5．から6．までを1ずつ繰り下げ、4．の次に次のように加える。
5．「代表者の氏名」又は「氏名」には、婚姻により氏を改めた者の場合においては、婚姻前の氏名を括弧書きで併記することができる。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）
第十四条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。
第百八条第二項第一号中「使用人。」の下に「次号及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。
一の二　設立企画人及び設立時執行役員の候補者の婚姻前の氏名を当該設立企画人及び設立時執行役員の候補者の氏名に併せて前条の投資法人設立届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該設立企画人及び設立時執行役員の候補者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
第二百十五条第四号の次に次の一号を加える。
四の二　執行役員及び監督役員の婚姻前の氏名を当該執行役員及び監督役員の氏名に併せて法第百八十八条第一項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該執行役員及び監督役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
第二百十九条第三号中「第二百十五条第四号から第八号までに掲げる」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。
イ　第二百十五条第四号及び第五号から第八号までに掲げる書面
ロ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十六号により作成した変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書面（第二百十五条第四号に掲げる書面に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面